Ⅵ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	90	
政府出資の機会費用	2,279	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	―	2,370
Ⅶ　（控除）国庫納付額		―
Ⅷ　国立大学法人等業務実施コスト		48,133

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。

なお、「特別教育研究経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	７～50年
構築物	３～15年
工具器具備品	３～15年
船舶	５～12年

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等を財源として取得した償却資産については当該研究期間で減価償却しております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金を財源とする教職員等に係る賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため賞与引当金は計上しておりません。

なお、一部運営費交付金により財源措置がなされない教職員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

運営費交付金を財源とする教職員等に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、期末自己都合要支給額にて引当金を計上しております。

また、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、当事業年度における自己都合要支給額を用いた計算により当期増加額を計上しております。

５．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の徴収不能及び貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的である有価証券については、償却原価法（定額法）を採用しております。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法

評価方法　移動平均法

ただし、一部のたな卸資産については、最終仕入原価法を適用しております。

８．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

３月31日における10年国債（新発債）の利回りを参考に1.395％で計算しております。

９．リース取引の会計処理

リース料総額が３百万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

10．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ．追加情報

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議　平成21年７月28日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成22年３月24日最終改訂）を適用しております。

Ⅲ．貸借対照表関係

１．利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

⑴　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	20,130,809千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	5,302,265千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）	14,828,543千円

⑵　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	1,319,605千円

⑶　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

313,290千円

⑷　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの

473,783千円

16,935,223千円